

第 2 回

熊本県議会

T P P 対策特別委員会会議記録

平成25年 6 月25日

開 会 中

場所 全員協議会室

第2回 熊本県議会 TPP対策特別委員会会議記録

平成25年6月25日(火曜日)

午後2時0分開議

午後3時5分閉会

本日の会議に付した事件

(1) TPP交渉に関する件

① TPP交渉の現状について

② 熊本県農林水産物への影響額試算について

(2) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

(3) その他

出席委員(14人)

委員長 前川 收
副委員長 早川 英明
委員 山本 秀久
委員 西岡 勝成
委員 村上 寅美
委員 鬼海 洋一
委員 荒木 章博
委員 城下 広作
委員 松田 三郎
委員 吉永 和世
委員 中村 博生
委員 佐藤 雅司
委員 田代 国広
委員 早田 順一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企画振興部

部長 錦 織 功 政
総括審議員兼
政策審議監 内 田 安 弘

企画課長 小 原 雅 晶

知事公室

政策調整監 白 石 伸 一

総務部

首席審議員兼

人事課長 金 子 徳 政

健康福祉部

首席審議員兼

健康福祉政策課長 古 閑 陽 一

健康危機管理課長 一 喜美男

医療政策課長 三 角 浩 一

国保・高齢者医療課長 大 塚 陽 子

環境生活部

首席審議員兼

環境政策課長 宮 尾 千加子

くらしの安全推進課長 石 崎 尚 喜

商工観光労働部

政策審議監兼

商工政策課長 出 田 貴 康

産業支援課長 奥 藺 惣 幸

企業立地課長 寺 野 慎 吾

農林水産部

政策審議監 豊 田 祐 一

農林水産政策課長 田 中 純 二

農産課長 山 中 典 和

畜産課長 矢 野 利 彦

林業振興課長 小 宮 康

水産振興課長 平 岡 政 宏

土木部

監理課長 成 富 守

出納局

管理調達課長 前 野 弘

事務局職員出席者

政務調査課主幹 松 野 勇

政務調査課主幹 山 鹿 公 嗣

午後2時0分開議

○前川収委員長 ただいまから、第2回TPP対策特別委員会を開催します。

では、まず私のほうから御挨拶をさせていただきますと思います。

改めまして、委員長を仰せつかっております前川でございます。早川副委員長とともに、本委員会の円滑な運営に努めてまいりますので、皆さんの御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

既に御承知のとおり、本委員会は、TPP交渉に関する件を調査事件としておりますけれども、TPP交渉そのものは国の専権事項ということになっております。とはいえ、過日発表があったとおり、県内経済にも大変大きな影響を及ぼす可能性が高いTPPということでございますので、議会としても、県民の不安の受け皿として、また、その不安解消をしていくために県としてできること、それから、国に対してきちっとお話をしていかなければならないこと、そういったことの取りまとめをしていくために委員会を審議していきたいというふうに思っております。

事実上、7月24日からが、我が国がTPP交渉に参加してくる日程だというふうに伺っております、それまでの間はなかなか情報が入りづらい部分もあると思いますので、きょうの審議は、大まかこれまでの経緯等々の説明をいただきながら、今後の審議の基礎的な部分をしっかり皆さんと共有していくということになるというふうに思っておりますので、皆さん御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

それでは、副委員長、お願いします。

○早川英明副委員長 こんにちは。

副委員長を仰せつかっております早川でございます。一言御挨拶を申し上げます。

前川委員長を補佐し、円滑な委員会運営が

行われますように努めてまいりますので、どうかひとつ皆様方の御協力をよろしく申し上げます。

簡単ではありますが、御挨拶にかえます。お世話になります。

○前川収委員長 それでは、執行部も入っての初めての委員会でございますので、執行部を代表して錦織企画振興部長から御挨拶をお願いいたします。

○錦織企画振興部長 こんにちは。

TPP対策特別委員会の開会に当たりまして、執行部を代表いたしまして御挨拶を申し上げます。

このたび、環太平洋パートナーシップ協定に係るTPP対策特別委員会が県議会に設置されましたことは、まことに時宜にかなったものであり、大変意義深いものであると思っております。

周知のとおり、TPPにつきましては、協定参加による経済発展を期待する声がある一方で、国民生活に大きな影響を与えることが懸念されております。特に、多くの農林水産業者が不安を抱えておられます。

県では、この問題に関しまして、3月の安倍総理のTPP交渉参加表明を受け、知事を本部長といたしました情報連絡本部を直ちに設置いたしまして、情報収集等に取り組んでまいりました。

また、今月10日には、県議会議長、副議長とともに蒲島知事が、国民に対し十分な情報を提供することなどを国に要望してまいりました。

具体的な審議としては、今回初回となります本日の委員会では、TPP交渉の現状や、本年3月に行いました本県農林水産業への影響試算等について御報告させていただきます。

報道によりますと、我が国は、早ければ来

月下旬にも交渉に参加するとも言われております。執行部としても、精いっぱい頑張ってもらいたいと考えておりますので、前川委員長、早川副委員長を初め委員の諸先生方の御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

○前川収委員長 ありがとうございます。

次に、執行部関係部課職員の自己紹介をお願いします。

初めての委員会でございますので、どの部局が参加しているか、自席からお願いいたします。

（政策調整監、人事課長～管理調達課長の順に自己紹介）

○前川収委員長 それでは、審議に入ります。

お手元に配付しております本日の次第に従い、まず執行部から説明の後に一括して質疑を受けたいと思います。

では、執行部から、まずTPPの交渉現状についての説明をお願いします。

どうぞ自席から、座ったままで結構でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○小原企画課長 企画課小原でございます。

本日は、初めにTPP協定交渉の現状について御説明し、その後、3月に行った関税を撤廃した場合の試算の結果について御説明をさせていただきます。

まず、資料をめくっていただいて、1ページ、2ページをごらんください。

まず、TPP協定交渉の現状について、平成25年4月に内閣官房が策定した資料を使って説明させていただきます。

それでは、下の2ページ目をごらんください。TPP協定の概要になります。

ページ上の枠囲みのTPPの基本的な考え方に掲げられている2つが、まさにTPPの大きな特徴でございます。

1点目の特徴は、高い水準の自由化が目標

ということでございます。

これは高い水準の自由化、つまり原則として例外なしの関税撤廃が目標とされているということでございます。

TPP交渉には、既にAPEC参加21の国と地域のうち11カ国が参加しており、世界全体のGDPの約3割を占める国々が自由貿易圏の形成に向かっていく中で、TPPの中で決められているもろもろのルールが今後のスタンダードになっていく可能性があり、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標とされております。

2つ目の特徴は、2番目でございますが、非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定ということです。

これは、関税の撤廃だけでなく、非関税分野や、これまでの我が国のFTA、自由貿易協定などで扱ったことのない新しい分野を含む包括的な協定であるということでございます。

その下の文章に書いてありますとおり、FTA、自由貿易協定の基本的な構成要素である物品の関税の撤廃や削減に関する物品市場アクセスやサービス貿易のみでなく、具体的には、下の一覧表に記載されている合計21の分野に及ぶ包括的協定として交渉されております。

下の一覧表で、グレーで網かけをしてある左下と右下の3項目が、先ほど御説明した、いわゆる我が国にとっての新しい分野とされている3分野でございます。

右下の16、環境、左下の17、労働というのは、例えば環境保護や労働保護の水準を緩和させて、安く製品をつくって海外に輸出するようなことは制限しましょうといったようなルールづくりが話し合われています。

一番右下の21の分野横断的事項では、中小企業が協定を使いやすくする仕組みづくりなど、複数の分野にまたがる規制への対応に関する事項が話し合われています。

このように、TPP協定では、21分野にまたがり協議が進められていますが、日本はまだ交渉に参加していないため、交渉の具体的な内容は把握できないと言われております。そのような状況ではございますが、県としては、今後とも政府からの情報をしっかりと収集してまいりたいと考えております。

資料をめぐっていただき、3ページをごらんください。

これまでのTPP関連の動きについて御説明いたします。

最上段ですが、TPPは、2006年に、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国で発行された経済連携協定がもとになっております。その後、2010年3月に、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナムの4カ国が交渉に加わり、計8カ国で交渉が開始され、アメリカが参加したことで脚光を浴びるようになりました。

2010年の10月には、当時の菅総理が、TPP交渉への参加を検討することを表明するとともに、マレーシアが交渉に参加し、交渉参加国が9カ国となりました。2011年には、当時の野田総理が、交渉参加に向けた関係各国との協議を開始することを表明しました。また、2012年10月には、メキシコとカナダが交渉参加手続を終了し、11月の交渉会合から交渉に参加しております。この2カ国の参加で、交渉参加国は現在の11カ国となっております。なお、周知のとおり、我が国は、本年3月、安倍総理が交渉参加を表明いたしました。

新たに交渉に参加するためには、既に交渉に参加している国々からの交渉参加の支持を得る必要があります。日本の交渉参加については、4月に各国から順次参加の支持が得られており、現在日本の交渉参加を承認するためのアメリカの国内手続を待っている状態でございます。

この説明資料は、内閣官房から4月に示さ

れたものであるため、ページの一番下に、次回会合は5月と記載されておりますが、既に予定どおり5月にペルーで第17回の交渉会合が開催され、次回の交渉会合は、7月15日からマレーシアで開催されることが決まっております。その後、9月にも会合があり、10月にはインドネシアで開催されるAPECでの首脳会議での会合が予定されている模様です。

なお、交渉参加国は、本年10月の基本合意、年内の妥結を目指しているとも報道されておりますが、一方では、妥結は来年春になるとの報道もあっております。

次の下側、4ページをごらんください。

ただいまお話しいたしました、5月に開催された最近の第17回交渉会合の概要でございます。

まず、1番目でございます。会合及び交渉の全体像についてですが、会合は、5月15日から24日にかけて、交渉参加11カ国から700名以上の交渉担当者が参加し、ペルーのリマで開催されました。次回の交渉会合は、7月15日から25日にかけてマレーシアで開催されます。

次の2、今次交渉会合の成果につきましては、2行目から3行目にかけて、協定全体を通じ交渉を進展させたと報告されております。特に、次の段落では、越境サービス貿易、衛生植物検査、貿易救済等の交渉グループは、作業が大きく進展したと報告されております。

一方、次の3段落目では、物品、サービス、投資及び政府調達などについては、その性質と複雑さゆえに、追加的な時間を必要とすることを認識したとされております。

一番下の3、我が国の交渉参加では、2行目の後半から、全ての交渉参加国が、それぞれの国内手続を完了し、日本が正式に交渉に参加し次第、7月会合への日本の参加は適切に達成されることが交渉参加国間で合意され

たと報告されております。

報道などでは、日本は、7月23日あるいは24日から交渉に参加できるのではないかと言われております。

資料をめぐっていただき、5ページをごらんください。

昨年の2月から3月にかけて、主要都市で開催された地域シンポジウムにおける参加者などから指摘されたTPP協定のメリット及びデメリットについて例示されております。

まず、メリットについては、アジア太平洋自由貿易圏、FTAAP——エフタープと申しますが、FTAAPへのステップになるということ。このアジア太平洋自由貿易圏、FTAAPとは、2004年のAPECで提案されたアジア太平洋地域の自由貿易圏交渉のことです。2点目に、TPP協定参加国間で互いの関税をなくしていくことで、貿易が盛んになるということ。3点目に、日本の製品がTPP協定参加国の国内製品と差別されないようになるということ。以下、(4)(5)(6)の3項目のメリットが記載されております。

一方、デメリットといたしましては、1点目に、原則として、即時に全品目の関税の撤廃が求められ、その結果、農業の衰退や自給率の低下を招くのではないかとということ。2点目に、安全ではない食品が増加したり、食品の安全基準が緩和されるのではないかとということ。3点目に、公的な医療保険を受けられる範囲が縮小されてしまうのではないかとということ。4点目に、質の低い外国人専門家や単純労働者が大量に流入するのではないかとということ。5点目に、地方の公共事業が海外の企業にも一層開放されることで、海外の企業にとられてしまうのではないかとということ。最後に、外国人の投資家が訴えることで、日本の国内制度を変更させられるなど、国家主権にも影響が及ぶのではないかとということが懸念されております。

次の6ページ目をごらんください。

TPP問題に対する庁内の関係部局の一覧でございます。

今申し上げたメリット、デメリットは、あくまでも交渉参加前の情報であり、実際にどのような影響があるかは、今後の情報をしっかり分析していく必要があると思っておりますが、報道などでもさまざまな影響が懸念されていることから、このような現時点での状況も踏まえ、本日は、表に掲げている関係部局で出席させていただいております。

資料をめぐっていただき、7ページをごらんください。

これまでの県議会、執行部の主な取り組みを掲げております。

平成22年10月の当時菅総理の交渉への参加検討の表明を受け、県議会におかれましては、同年11月に臨時会を開き、TPPへの拙速な参加表明に反対する意見書を可決されておられます。同じ11月には、執行部から、包括的経済連携に関する基本方針の策定に対する要望を国に提出しております。

平成23年10月には、再度、議会で意見書が可決されるとともに、議長と知事とで政府への要望活動を行っております。同年12月には、議会のほうで3回目の意見書が可決されるとともに、庁内の連絡体制として、関係部局の政策審議監をメンバーとするTPP協定に係る情報連絡会議を設置し、これまで7回会議を開催しております。

翌平成24年に入って、3月には、政府関係者を招き、県民向けのセミナーを開催いたしております。同年4月には、臨時会が開かれ、県議会の意見書が可決されております。

本年に入ってから、3月15日に、安倍総理が交渉参加表明後、直ちに知事を本部長とするTPP協定に係る情報連絡本部を設置いたしました。3月21日には、5回目の県議会の意見書が可決されております。翌22日に、本県の農林水産業への影響試算を公表いたしました。内容につきましては、後ほど御説明い

たします。25日には、知事が政府への要望活動を行っております。さらに、6月10日にも、議長、副議長とともに知事も、内閣府、農林水産省へ要望活動に行っておりま

した。今後とも、県議会と連携しながら、効果的な対応をとってまいりたいと考えております。

次の8ページは、資料の構成上白紙でございます。1枚めくっていただき、9ページをごらんください。ここから資料が縦になります。申しわけありません。

先ほど御説明いたしました、3月21日に議会で可決されたTPP交渉参加に対する意見書を掲載しております。一部を御紹介させていただきます。

真ん中よりやや下、6段目でございますが、「よって」からのところでございますが、「国におかれては、今後の政府間交渉に当たっては、地方経済社会に与える影響に鑑み、地方の声を十分に踏まえ、国民に対する情報提供と説明責任を果たすとともに、国益をどう守り、農業、農村の将来をどう描くのかなどを明確に示した上で、協定加入の是非について判断されるよう、強く要望」されております。

また、その下の部分でございますが、「なお、交渉の過程においては、特に、農林水産分野の重要5品目等や国民皆保険制度などの「聖域」の確保を最優先し、それが確保できないと判断された場合は、脱退も辞さないものとする」とも、併せて強く要望」されております。

1枚めくっていただき、11ページをごらんください。

今月10日に、藤川議長、中村副議長とともに上京し、内閣府、農林水産省に提出した本県の要望書でございます。

枠組み括弧の中に要望事項を記載しておりますが、TPP協定への加入の是非を判断す

るに当たっては、1、我が国の農林水産業の将来ビジョンを早急、具体的に示し、農林漁業者や消費者が抱く食料生産、供給等に対する不安を取り除くこと、2、国民に対する十分な情報提供に努めるとともに、特に我々農業県のように不安の大きい地方の意見に十分配慮することを要望してまいりました。

続きまして、関税を撤廃した場合の試算についてを御説明いたします。

資料を1枚めくっていただき、次の13ページをごらんください。

本資料は、3月15日に内閣官房が示した関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算でございます。

まず1、試算の仮定をごらんください。

TPPによる関税撤廃の経済効果については、これまで前政権において、内閣官房、農林水産省、経済産業省がそれぞれの試算を公表してきましたが、その結果、国民の間に混乱が生じた反省を踏まえ、今般、政府として統一的な試算が実施されたものです。

なお、ここにも書いてありますように、本試算は、現実の経済動向を一定の仮定のもとに捉えたものであることに留意する必要があります。

次の下の部分ですが、今回の試算は、試算方針に書いてございます仮定に基づいております。

まず(1)、①関税撤廃の効果のみを対象とする、すなわち非関税措置の削減やサービス、投資の自由化は含まないという仮定、第2に、②関税は全て即時撤廃するという仮定、第3、③追加的な国内対策を計算に入れないという仮定、以上のような極めて単純化された仮定における計算でございます。

当該試算は、このように関税が即時撤廃され、何も対策をとらなかった場合という前提に基づくものであり、今回公表された試算額がそのまま実際の影響額になるとは言えないことに留意する必要があります。

なお、今回の政府の試算では、関税を全て撤廃した場合のマクロ経済全体への効果及び農林水産業への影響、この2つについて算定されておられます。

それぞれの試算につきましては、まず、試算方針(2)に書いてありますとおり、TPPの経済全体に与える影響については、WTOの国際機関などにおいて、各国の経済連携の効果を試算するために使用されているグローバルスタンダードの分析道具であるGTA P——これはジータップと読みますが、GTA Pモデルという手法が用いられております。

もう一つの農林水産物への影響については、(3)に書いてありますとおり、農林水産省が個別品目ごとの生産流通の実施、関係国の輸出余力等をもとに生産し積み上げた生産減少額を示すとともに、これをGTA Pモデルに組み入れて試算されております。

以下、13ページが一番下の部分から14ページの頭にかけては、GTA Pモデルの特徴について記載されております。

次に、右側14ページには、農林水産物への影響試算の考え方について記載されております。

ページ真ん中よりやや下の(注1)に記載されているとおり、試算対象となるのは、関税率10%以上、国内生産額10億円以上である33品目の農林水産物について試算されております。

試算の結果につきましては、14ページ下のほうの2、試算結果でござんください。

まず、TPP加入による日本経済への経済効果につきましては、関税撤廃に伴い輸出がふえ、国内総生産、GDPが0.55%押し上げられます。一方、関税撤廃などにより輸入も増加し、それによって国内生産が減少するため、GDPが0.60%下がります。また、輸入品の価格低下や輸出増加による実質所得の増加を通じて消費や投資が拡大し、経済全体では3.2兆円のプラス効果があるという結果が

示されております。

一方、農林水産物への影響については、(2)にあるとおり、生産額が3兆円減少するという結果が示されております。

なお、今回の政府の統一試算につき、本県への影響を試算しておりますが、経済全体への影響については、先ほど説明したGTA Pモデルという手法が用いられており、県単位では試算することができないため、農林水産物への影響のみの試算を行っております。

試算の結果については、この後農林水産部のほうから御説明申し上げます。

TPP協定交渉の現状についての御説明は以上でございます。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

熊本県農林水産業への影響額試算について御説明いたします。

資料15ページをお願いいたします。

冒頭の枠囲みの部分をごらんください。

国によりますと、農林水産物の生産額は、国全体で約3兆円減少すると試算されております。これを本県に当てはめますと、生産額は約869億円減少する可能性がござんいます。

(1)をごらんください。

869億円の内訳としましては、農畜産物では、平成23年の県産出額3,113億円のうち、約27.4%に当たる854億円、林産物では、合板の出荷額78億円のうち、約11.5%に当たる9億円、水産物では、海面漁業生産額334億円のうち、1.9%に当たる約6億円が減少となりました。

(2)をごらんください。試算方法についてでございます。

農林水産省の算出方法に準じ試算を行いました。農畜産物については、前回試算と同様に、本県において影響の大きい上位7品目、具体的には、米、小麦、牛乳・乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵を対象として試算を行

っております。林産物につきましては、唯一の試算対象品目である合板等について試算を行いました。水産物については、本県において影響の大きい上位5品目、あじ、さば、いわし、いか・干しするめ、かつお・まぐろ類を対象として試算を行いました。

(3)をごらんください。前回試算との違いについてでございます。

前回の影響額試算は、全世界を対象に、直ちに関税を撤廃した場合ということでした。今回の試算は、TPP参加11カ国に限定した影響額となっております。さらに、今回は、個別品目ごとの生産流通の実態、関係国の輸出余力などが考慮されたものとなっております。

次に、16ページをお願いいたします。

品目別の試算方法については、試算方法の欄のところに記載してあるシナリオに基づいて試算しております。

主なものを上げますと、米では、米国及び豪州産米の輸入により、国内生産量の約3割が置きかわり、残る国産の米の価格は26%下落するという国のシナリオに基づいて試算を行っております。

牛肉につきましては、肉質が3等級以下の国産牛肉の9割が外国産に置きかわり、肉質3等級以下の国産牛肉の1割及び肉質4、5等級の国産牛肉は残るという前提のもと、3等級以下の国産牛のうち、残る1割の価格は関税相当額14%下落、残る4、5等級の国産牛肉の価格は7%下落するという国のシナリオに基づいて試算を行っております。

牛乳、乳製品につきましては、国産乳製品の価格が外国産の約3倍の価格であることや品質差もほとんどないために、国産乳製品の全量が外国産に置きかわる、行き場を失った北海道の乳製品向けの生乳が飲用に供給され、都道府県の生乳は、プレミアム牛乳を除いて消失するとの国のシナリオに基づき試算を行いました。

資料17ページをお願いいたします。

林産物、水産物についても同様に試算を行っております。上段が林産物についての試算結果、下段が水産物の試算結果でございます。

今回の試算は、あくまで国の試算に準じて行ったものであり、関税が即時撤廃され、何も対策をとらなかった場合という前提に基づくものでございます。公表した試算額は、そのまま実際の県への影響額になるとは言えませんが、県内農林水産業へは大きな影響があると考えております。

熊本県農林水産業への影響額試算につきましては以上でございます。

○前川収委員長 以上で説明は終わりました。

これから質疑に入りたいと思いますけれども、今までの説明のとおり、なかなか情報が入っていないというのが現状でありまして、執行部におかれましては、今後も情報収集にしっかり努めていただきたいというふうに思っておりますが、交渉でございますので、今想定に基づく部分についてはなかなか質疑に答えられない部分も執行部のほうにはあろうかと思えます。その点御配慮の上、御質疑いただければというふうに思います。

○村上寅美委員 部長、総合的なことで、貿易が日本にもたらすことが大きなメリットであるということは我々もわかります。ただ、これにも書いてあるように、国益的に日本農業がどうなるかということは、TPPは関係なくても、農業で飯が食えるようなことを国策としてやらなくちゃいかぬということなんです。

例えば、これに書いてある5品目、5品目だけでいいかと。じゃあ、ほかのところは、お茶とか、熊本県内じゃなくても、日本国で5品目だけで生活ができるかということにな

ると——何を言いたいかというなら、専業農家に対しては、やっぱり保護でなくて育成するような国内政策をとってもらいたいということを、委員長、私は強く要望します。

○前川収委員長 じゃあ、御要望だそうでございますので、何かあれば答えていただきたいと思います。

○錦織企画振興部長 村上委員の御指摘はもったものことであると県としても思っております。

同じ考え方に立ちまして、今月、熊本県は、知事を筆頭に、県議会議長と副議長と御一緒に、政府に対しまして要望、政策提案を行ったところでございます。

その中におきましても、TPPに関して、今回御説明させていただきました内容にあわせて、TPPがあろうがなかろうが、国内対策として、今後農業政策が、そして農家の運営というのが安定的に回りますよう、新たなその施策の検討を政府にお願いしたところでございますので、今後ともその方向で国に求めていきたいと思っております。

○前川収委員長 既に要望をしてあるということですが。

○城下広作委員 済みません、ちょっとそもそも論ですけれども、この委員会の部分で決めることの方向性を確認したいと思います。

要は、先ほど委員長が言われたように、TPPに参加をする、しないは国が最終的には決めると。そのことで、私たちは、国が決めて、ここで論議をして、状況とかいろいろ情報を聞いたって、最終的には国が決めると言ったら、それをのまないかぬということは現実に来るわけですよ。

そうすると、この委員会では、国が参加する、しないということをノーだというように

意思表示をするのか。例えば、12月まで、参加をする段階で、徹底してこれは厳しいと、熊本県としてはそれは厳しいというような決議をして言うような形の答えを大事にしていくという形をするのか。例えば、国がもう決めた、そうしたら、その影響を受けるのは——どうやって熊本県はそれをいかに軽く受けとめてやるかという、そんなことの論議しかもう役目はできないんじゃないかと。参加する、しないは国が決めることだから。それを、ここでやっぱり決めることは、それがノーだと、どう考えても、いろんな試算してもこれは到底受け入れられないということを明確に言うというのが一番大事という角度で示すような形じゃないと。県はどうなのかなという考えです。

○前川収委員長 これは私のほうで委員会の運営方針としてお話をしておきたいと思いますが、基本的にどうするというのをこの時点で決めるということではございません。しかし、交渉の過程を見ながら——これは、一遍にあしたぼんと決まるという話じゃなくて、順次いろんな情報が入ってきながら、状況の見きわめをしていくということがまず第一義的には必要だと思いますが、その過程において——過程ですよ。過程において必要であれば、政府に対して一定の圧力をかける。つまり、こうこうこういう交渉であればノーだということを言う機会もあると思いますし、別にまた交渉に参加するということであっても、これだけはしっかり守ってくださいというような部分の圧力をかけるということもあり得るというふうに思っています。それは、形は意見書であったり、直接我々が東京に出向いてお話をするということもあり得るかもしれません。

それともう一つは、全体の国の枠組みの中で決まっていく交渉内容に対して、県内対策としてやれる部分、つまり関税がこうなって

も熊本としてはこういう対策がありますと、もちろんこれは国の政策と呼応しながらということにはなろうかと思いますが、全体的な影響を下げていくということ、これは交渉の行く末を見きわめながらしか断定的に今話をはっきりできるわけではありませんけれども、そういったものについての議論もやっぱりしていくべきだというふうに思っておりますので、なお状況を見きわめながら委員会としてのさまざまな、その場面場面の中で皆さんと御相談をして決めていくということであろうと思います。

基本的には、必要であれば意見書等々を、県議会が法律に基づいて国に意見を申し上げるということではあるわけでありますから、委員会で発議しながら、本会議に諮りながら意見書を出すということも当然あり得る話でありますし、一定の圧力が——それは圧力ということだと思っていますから、そういうことと同時に、県内影響をどう抑えていくかということ、ノーという、最終的なノーという結論も、今この時点において、そういうことはないということではないです。いろんな結論はあり得るというふうに思っております。議論の成果次第と交渉の進捗の状況と内容次第ということだと思っています。

○城下広作委員 では、やっぱりこの委員会の開催の頻度というか、リズムというのは、結果的には、大きなそういう交渉事が始まる時期、また、国が新たな試算が明確になる部分とか、向こう側からだんだん見えてきたもの、これがだんだんつまびらかになってきた段階で、一つ一つで対応して開いていくというリアルタイムのやり方をすることが望ましいんじゃないかと思っておりますけれども。

○前川収委員長 私も基本的にはそう思っておりますして、7月24日という日にちをあえて冒頭の御挨拶で言ったのは、そこから本格交

渉というか、正式な交渉入りということになるわけでありまして、それ以降見えてくる情報、ただ、見えてきた情報を我々がそのまま審議するということもありますけれども、基本的には、やっぱり執行部のほうはその情報を分析、解析しながら、そことの議論というものも含めてやっていくべきだろうと思っておりますので、まあ即時になるかどうかはちょっとわかりませんが、そういうタイミングを見ながら、情報を整理しながらやっていきたいというふうに思っております。

○鬼海洋一委員 今お話しのとおり、局面局面において、国に対するさまざまなアクションをとらざるを得ない場面が出てくるだろうというふうに思っております。

その前に、じゃあ具体的に進んでいく事象、事態というのが、どういうぐあいに県内経済や県民生活に影響を及ぼすかということをおこなう中でつかんでおくということが最大のこの委員会の使命であろうというふうに思うんですが、そこで、今869億、つまり直接的な試算が出ました。これが、つまり、今の法律でいっても、農業、農村、食料という、農業基本法がそういうぐあいに変わりながら、集落維持まで含めた今法体系に変わっているわけでありまして、この869億というのが県内経済にどう影響、さらに波及効果をもたらすのかということに対する試算、それから、一番大事なことは、これだけ、かつて4,000億あったものが既に3,000億、それがさらに869億減少するということになりまして、熊本県の集落維持そのものができなくなっていくというふうに思うんですね。

そういう意味で、その辺の試算というのがどの程度なされているかということをお答えいただきたいと思っております。

○田中農林水産政策課長 農林水産物につきまして、国に準じた形で869億円というのを

出しました。国の試算のほうは、関連産業については出ておりません。

そこで、基本的には、国民的合意のためには、いろんな影響額を試算した上で幅広く議論をするのが非常にいい形かなと思いますけれども、一方では、影響額を出したということの影響というのもありまして、その付近を踏まえながら、我々はいろいろ考えながら、今回869億円という額を出したところでございます。

例えば、都道府県でいきましたも、そもそもこの869億円という額を出しているところは27道県しかございません。残りの20県は、このレベルの額自体も出していないということで、いろいろその付近の影響額を公表するというのを検討する中で、それを出したことの影響とかも踏まえて考えておりまして、今回は869億円という、国に準じた試算を出したところでございます。

○鬼海洋一委員 直接的な影響額というのは、大体試算でお出しになっているとおりでというふうに思うんですが、我々、大事なことは、じゃあこれが県民生活にどう影響をもたらすのかという意味では、先ほど言いましたけれども、これだけ減少するということになると、ほとんどが農村集落は残らないというふうな状況になってくるのではないかな。そのことが県経済に多大なる影響を及ぼすわけですから、そういうものについてはある程度やっぱり試算はすべきじゃないのかなというふうに私は思うんですね。

それからもう一つは、さっき村上委員のほうからお話がありましたが、このことによってプラスになってくる、つまり、さまざまの、まあ自動車とか、俗に言われる輸出をするそういうものの熊本県内における、つまり商工業という分野での影響ということはどうなっていくのかということについても一定の試算をすべきではないのかなというふうに、そ

の辺がプラス、マイナスを相殺して全体でプラスになっていく状況になるのかどうか、熊本県として。その辺の試算の状況はいかがでしょうか。

○錦織企画振興部長 先ほど企画課長からの説明でもございましたが、この農林水産部が作成いたしました影響額試算というのは、国で示された農林水産業の分野だけにおける試算でございまして、しかも、それも特定の分野だけの試算でございます。

もちろん、鬼海委員御指摘のとおり、本来であれば、農業分野ももうちょっと包括的な影響がある、あるいは農業以外分野の影響もある、もっと言うと、日本が海外に出ていて商売をしている部分のプラスの影響もある、全部ひっくるめたところでの試算をしなければ本来の姿は出ない。

ただ、残念ながら、熊本県という限られた範囲の試算をしようとする、農業分野はかなりデータもそろっておりますし、国からの試算の技術というのにもかちっと示されていまして、同じことができます。ただ、例えば商業分野における影響といいますと、今度は、これが輸出するもの、熊本県下から実際に輸出されているものがどのぐらいあるのか、これがむしろプラスの影響を受ける部分があるということですが、これはデータの的に追えない。

それから、全体的に国の所得の水準が上がることによって得るメリットがありますが、これは日本全国ではマクロモデルを使って国が試算しておりますけれども、その部分を熊本分だけ抜き出すということが技術的にできない。

さらに、もっと言いますと、今回、このTPPの中核部分は、マーケットアクセス、要するに関税撤廃の部分だけでなく、むしろ規制の自由化の効果がウエートとして非常に大きゅうございます。それが、海外において

規制の自由化が行われることによって、日本の企業が輸出先でメリットをこうむるというのがかなり大きくなる、その効果が、じゃあどう熊本に関与するのかというところが全体として定量化できないという、その決定的な問題がございます。

そうした条件の中で、あえて確実に影響として推定できるものがあるとすれば何かということで、今回農林水産業部分だけに限ってやったものでございます。しかも、この農林水産業部分とて、これは完全にこの対象産品については即時関税撤廃をした場合の影響額がこうだということであって、もちろん実際にTPPに参加したときには、国も、参加したことによる農業保護策を必ずとるものと思われま。その策があって初めて実際の効果ということになりますので、余りにも仮定が多くなるものでございますから、正直、県で現在推定し得るのはこれが精いっぱいであるというところは御理解いただきたいと思います。

○鬼海洋一委員 そこで、先ほど委員長のほうからも、7月20何日ですか、日程の目安が示されました。これから交渉に入るということになっていくわけでありま。その中でさまざまな具体的な問題点の解明というのはなされていくであろうというふうに思います。

今部長のほうからもそういうお話がありましたけれども、しかし、だからといって、じゃあ全体像を把握しない中で部分的な問題で議論をするということそのものが、これから我々の委員会としての使命を全うするという上で、それでいいのかどうかということになれば、やっぱり問題だというふうに思いますね。

ですから、交渉の過程の中で示されてくるその場面場面の中で、可能な限り、熊本県に対する影響がどういうぐあいに出てくるんだ

ろうか、あるいは具体的に農業分野の課題がどういうものが出てくるんだろうかというものについて差し示しながら、この中での対応策であり、あるいは国に対する、先ほどから出ておりますように、問題点の批判なり、やっていくべきではないかと、そういうのもこの委員会の価値であろうというふうに思っておりますので、そのこともぜひよろしくお願いしておきたいと思います。

○前川収委員長 県におかれましても、対策本部を立ち上げてあるわけでありま。情報収集と同時にその分析、しかも、今お話がありましたように、県内に限定された形での影響がどういう形が出るか、可能な限りしっかり調査していくということには努めていただきたいというふうに思っております。

○荒木章博委員 もう城下委員、鬼海委員が言われたからですね。いろんな動きの中で、情報収集を、やっぱり委員長にも、ぜひその時々委員会を開いていただいて、県民に説明責任の前にも、委員会でも論議をすればいいかなというふうに思っております。

それで、1点だけちょっとお尋ねをしたいというふうに思っています。

10数年前から建設業界も非常に落ち込んできたということを聞いておりますけれども、それは自由化自由化ということで、価格競争で低く提供するというので、その中にまた外国資本が入ってくる、いろんな状況が変わっていく、そういうことについてはどういうふうにやっぱり認識していいのかなと思っておりますね。そこだけちょっとお尋ねしたいと思います。

○成富監理課長 現在のWTOの19億程度以上の工事については、もう既に外国資本が入るようになっておりますけれども、県内発注工事については、基本的には、そういう大型工

事は今のところないので、今のところ県内の建設業に対するこの影響は大きくないのかなとは思っています。

ただ、その基準が下がってくれば、海外から入ってくる以上に、地域要件が排除されますと、国内の他の地域の企業が入ってくる可能性もあるので、その辺も踏まえてしっかり検証しないといけないということは考えています。

○荒木章博委員 これは非常に大事なことだと思うんですね。この流れが一つ崩れていくと、ばあっと崩れていく可能性がある。県内企業をやっぱり守っていくためにどういうふうにしていくのか。大手資本だけがまた寄せてくる。価格の問題になると、これは全然太刀打ちできないような状況になると思いますので、それも引き続きまた情報とか、いろいろ教えてください。以上です。

○西岡勝成委員 城下先生からも時系列的な話が出てきましたけれども、そのTPP交渉というのは、例えば農業分野で議論がされて、そこで妥協して次に商工とか、そういう感じで進むのですか。

○前川収委員長 交渉のあり方がどうなのか。同時進行か、1つずつなのか。

○錦織企画振興部長 済みません、ちょっと昔とったきねづかなので、私の知っている範囲で申し上げますが、基本的に貿易交渉というのはその時々ルールでございまして。1つの案件がとまってしまうと、それは置いて、ほかのできるどころからやっついこうということになることもありますし、同時並行でぎゅーとやっついこうこともありますし、今、TPP交渉では、具体的にどの部分が動いていて、どこが動いていないという情報が入っておりませんが、ただ、政府の発表する

情報を見ておきますと、それぞれの分野が、今多くのが同時並行的に動いている。ただ、その進捗度合いがそれぞれに、どの分野がかなり進んでいて、どこが進んでないのかというところは、ちょっと判然としない部分がございます。

○西岡勝成委員 そういう情報をいかに得ながら我々は議論していくかということになりますよね、最終的には。だから、途中で幾らいろいろな議論をしても、仮定であって、なかなか結論が出てきた話に対しての議論じゃないので、その辺はちょっと我々も難しいなと思うんですけれどもね。

○前川収委員長 ただ、こういう交渉があっているという情報が入り、それをやらせちゃ困りますよという部分での発信ということはあると思います。結論になる前に、我々がやっぱり意見を言うということも必要かというふうに思っていますので、だから、その辺は適宜やっていくしかないというふうに思います。

○松田三郎委員 このTPPの交渉というのは、日本がこれから進んでいく初めての経験ですから、極端に言うと、誰も経験したことがないわけですから、日本人で全て詳しく知っている人はゼロということも考えられるわけで、先ほどおっしゃったように、国民に対していろいろ情報提供が必要である、それはごもっともですが、余り私も悲観的なことを言うつもりはありませんが、例えば、さっき言いましたように、メディアでいろいろあてもないこうでもないと言われているのも、もしかすると大部分は推測であり、希望的観測も含まれているのかもしれない。ただ、我々は、それを検証するすべもないわけですね。

例えば日本農業新聞、これはかなり詳しく

一般紙よりも書いてある。まあ、連載とか記事もそうでございますが、だから、それに書いてあるのが本当なんだろうかどうかは、我々も本当はわからぬわけですね。

そこに書いてあるいろいろな記事の中で、情報提供とはいっても、この協定の性質あるいは交渉の性質上、極端に言うと、今の対象国、後から入るところには中身を教えずに、入ると言うなら見せるよ、教えるよと、締結した後4年ぐらいですか、関係者以外には公開をしてはならないというような何かルールもあるとかいう話も載っているわけですね。ということは、交渉の過程において、かなり強い関係者への守秘義務が課されて、ほとんど情報が国レベルでもあんまり出てこないんじゃないだろうかという片方の御意見なりもあるわけですね。

その点、昔とったきねづかとおっしゃいましたけれども、例えば一番国の関係の情報が多であろう錦織部長に——本当なのかどうか、我々はちょっと誰に聞きようもないわけですね。ある意味で、確かにその情報提供というのはすべきだし、しなければならないとは思いますが、このTPP交渉の性質上、果たしてそういうのが可能なのだろうかと思うんですが、どうでしょう。

○錦織企画振興部長 私の限られた経験で申し上げますと、それこそウルグアイ・ラウンドが成立したとき、それから、その後のWTOでのドーハ・ラウンドが進んだときも、基本的にそこでの協定というのは、大会議室でやっている会議以外の個別交渉ごとにネゴシエーションやっているものは、ほとんど外には出ません。でないと、要するに、交渉相手国に、自国でこの産品をどう扱うかというのを、自分の国が国民に問いかけて確認したりすると、その情報が相手国に伝わって、じゃあ相手の国はこの産品についてはおりるんだと思っちゃうわけですから、情報が漏れる

と、その交渉の力が変わってくるんですよ。ですから、やはりそれを危惧する担当者というのは、基本的にはその情報を必ず秘匿する、それを守る義務があるというものでございます。

ただ、例えばウルグアイ・ラウンドでも、一番最後の大きな決断をしなければならないときは、やはり政府が国民に問いかけるというシチュエーションは必ずやってきたわけですから、どこかでは何かのしっかりしたものが出るかもしれませんが、それ以前の段階というのは、やはりかなり交渉を円滑に進めるためには、ある程度情報は選別されるのが常識的な判断であろうというふうに考えております。

○前川収委員長 という話もございまして、かなり難しい、委員会の運営も含めて難しい状況になるというふうには思っております。

とはいえ、さまざまな部分からの情報収集にはやっぱり努めていかなきゃならないというふうに思っておりますし、先ほど言いましたとおり、適宜そのような情報のソースも含めて確認をしながら、皆さんと一緒に議論を進めていきたいと思っております。

○佐藤雅司委員 今の松田先生の話にちょっと関連するわけですが、どうやって情報をとっていくのかというのが私の疑問です。

なぜかといいますと、交渉団というのは100人ぐらいおられるそうですね。250品目ぐらいあって、それぞれがそれぞれにずっと細かく積み上げてやっていかれると。向こうはすごい交渉団を持って——アメリカだけの話ですけれども、そのほかにも2国間でやるやつはいっぱいあるでしょう。ですから、情報をとるといっても、かなり——いろんな動きについてはわかるかもしれませんが、中身は何をやっているかということまでは、

県としてどういうふうに政府から情報をとっていくのかと、それが私の疑問でありますけれども、そこら辺はいかがでございましょうか。

○前川収委員長 さっきと同じ答えだと思いますけれども、どうぞ、誰か。

○小原企画課長 具体的には、今までも各省庁の方にも何人かお聞きしたんですけれども、やはり省庁でも今のところはわからないというところがございますが、7月23から25にかけては日本も参加できるということになりますので、我々としては、その時期前後にまた新たな動きがあるのではないかと期待しているところがございますが、申しわけございませんが、それ以上のことは……。

○佐藤雅司委員 もう一つは、例えば、各省庁が、それぞれに担当者がいて、いろんなところと交渉を始めていく、そうすると、今部長がおっしゃったように、いろんな——そこは出しちゃいかんと、何というんですか、秘密裏に話としては行われているという過程においては、全然外に出せないんですね。全く出せませんので、あとは、例えばマスコミ情報だと、いろんな憶測も含めて、こうなったのではないかとか、それが正確かどうかはわからないということになってしまうわけですから、非常に闇の中で手探りでいかないかぬということになって、執行部も大変でしょうけれども、我々も、議論してばかなことを言ったり、例えば数字を出して何とかと言ったりすると、それがひとり歩きをして別な影響を、悪い影響を与えていくような気がしてならないので、そこら辺の整理の仕方というもの、やっぱりこの委員会である程度の線を引きながらしていかないといかぬのかなと、そんな印象です。

○山本秀久委員 熊本県として、一応今いろんな角度からいろいろな力を持っておるわけですよ。その力が、どれだけ今度TPP参加のために落ちるのか、上がるのかということを検討するのがこの委員会だということだと思うんです。だから、出てこないことから、まだ実際に今熊本が持っている力、農業分野、いろんな点、商工にもあるでしょう。その問題のときに、こういうものが出てきたときに熊本県はどう対応するかということをもまず考えとかなきゃならぬということ、その実態を把握しておかなきゃならぬということ、私は言っておくわけだ。こうだこうだじゃなくて、熊本県の実態をしっかりと吟味しておく必要があるんだということ、私は訴えておきたい。それだけなんです。それが基本にあれば、物が出てきてもそれに対応できると思うんだ、審議の仕方が。そういうことを一応お願いしておきます。

○前川収委員長 いわゆる国と国との交渉であって、出た結果について国が全て責任を負うということもありますけれども、やっぱり県内対策で対応できる部分については、県内できちっと対応するという前提は持っておかないと、国がしたことだから県は知りませんという話では困るということだと思いますので、その点についての検討もきちっと進めていただきたいと思っております。

それから、先ほど佐藤委員のお話がありましたけれども、情報ソースの部分については、確かに不確定な部分が多かろうと思います。ただ、政府筋はそうであっても、例えば政府筋じゃない筋もあると思っていまして、例えば与党筋、政府と政治のほうの一体感はある程度あると思います。ただし、その情報ソースが正確かどうか別としても、情報を持つという前提においては、政府・与党というものは——余りにも与党を無視した形で政府は進むということも多分ないと思えますの

で、WTOのときも、与党筋から漏れてきた話というのは少しありました。そういうところもしっかり——それは、そちらでできなくてもこちらのほうでは考えながら、要するに執行部はやっぱり公式な政府からの筋しか扱えないと思いますが、非公式であっても、与党筋からの情報というものにもアンテナを張りながら、しっかりやっていければというふうに思っています。

○松田三郎委員 ちょっと確認ですけれども、さっきの国の試算の説明の中で、GDP 0.66%押し上げる、3.2兆円ですと。これは、あるシンクタンクの講演会で聞いたことですけれども、0.66%というと、何か非常に少ないような感じだけれども、それだけパイが広がるということだから、これはある程度のプラスは大きいですよ。

ただ、何かの別には、どうも国民の多くは、毎年0.66%GDPは上がっていくように思っているとか、いや、これはあくまで何年後かに、この試算どおりだと0.66上がるんですよとか、何かいろいろ錯綜しているようなんですけれども、マクロ経済でこの0.66%GDPを押し上げる効果というのは、錦織部長、どぎゃんかきちっと説明していただければ。誤解のないようにと思って。

○小原企画課長 先ほどの3.2兆円の経済効果というのは、将来にわたって3.2%ということでございまして、経済構造調整が貿易自由化になってから次第に伸びていく、そして一番大きくなったところが3.2兆円、この部分がおおむね10年後ぐらいだろうと、それからずっとその3.2は続いていくという国の計算になっております。一遍に3.2兆円がぐっとじゃなくて、次第に上がっていくという、そういう計算でございます。

○前川収委員長 それでは、質疑を終了した

いと思いますが、最後に田代委員。

○田代国広委員 いささか飛躍した、非現実的な考え方かと思いますが、日本の農業を守るといふ、日本の農業を守るといふことは、食料を守る、国民を守る、国家を守るといふように私は考えるんですけれども、その一つの方法として、いわゆる二重価格制度、政府が高く買って安く売るといふような制度ですけれども、そういった制度は、現実的に、法律的にも含めて考えられることなんでしょうか、どうなんでしょう。

○錦織企画振興部長 それは輸入価格のことですか。

○田代国広委員 いやいや、日本の農業、農産物がやられますから、それを政府が高く買って安く売るといふような、いわゆる二重価格制度というものは現実的に考えられるかどうかということ聞いています。

○錦織企画振興部長 例えば、一つの例としては、輸入品については、御存じのとおり、砂糖でありますとかあるいは小麦といったものは、政府が買い取るあるいは政府が設定した価格で買い取るという形で、安く買って置いて高く売ってあげるという制度はありますけれども、なかなか国内制度でそういう政府が差損を見るという制度は余り聞いたことはないです、正直言って。事実関係として。

○田代国広委員 現実的に今までも余りないんですけれども、例えば重要品目と言われてるものあたりが大きな影響を受けるわけですよ、このTPPに参加することによって。それを守るために、今私がお尋ねしているのは、政府が高く買って安く売るといふような、そういった制度は現実的に考えられるかどうかということ聞いています。

○山中農産課長 農産課でございます。

今の二重価格については、昔は、米が、政府が買い入れて高く売るという二重価格がございましたけれども、今は直接的にそういう形の制度はございません。

ただ、先生御承知のとおり、今経営所得安定対策というのがございまして、市場価格は比較的安く抑えて、その足りない分、赤字になる部分を国が補填するというようなやり方での補填のやり方は現在もやられているということでございます。

○前川収委員長 それでは、質疑もこれからでございますので、きょうは少し予行演習的な話という形でやっていただければと思います。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りします。

本委員会に付託の調査事件については、審査未了のため、次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 ありがとうございます。異議なしと認め、そのようにいたします。

次に、その他に入りますけれども、私のほうから2つ提案がございます。

まず1点目は、今後のTPP交渉の内容が明らかになり、大きく影響が出ると考えられる分野については、随時、関係団体の意見を聞く必要があるというふうに思われます。

つきましては、今後必要に応じて関係団体との意見交換を行ってはどうかというふうにも考えておりますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 異議なしということですので、そのようにいたします。

なお、意見交換の実施及び実施時期等につ

いては、私のほうに御一任いただければと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 ありがとうございます。

次に、2点目ですけれども、閉会中の視察の件についてですが、委員会で行う委員派遣というのは、本来、会議規則81条により、委員会としてこれを議長に申し出ることになっております。しかしながら、緊急な委員会の視察が必要な場合に、委員会をそのたびに開催するのが不可能な場合もあります。

そこで、所管事務に係る閉会中の委員派遣の実施、目的、日時、場所等については、委員長に一任ということでよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 ありがとうございます。

それともう1つ、このTPPの委員会を推進していく上においては、議論の広がりというのがかかなり制約できない部分があるかと思えます。とりわけ、冒頭、村上先生がおっしゃった、TPPの話とは別としてとおっしゃったんですけれども、農業対策の問題というのは非常に大きな問題であります。そこまで我が委員会で全てやっていくということであれば、常任委員会との問題もございまして、当委員会においては、あくまでTPPとかかわる問題のみの審議にしていきたいというふうに思っておりますが、よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、そのようにさせていただきますと思います。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございます。

午後3時5分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する。

TPP対策特別委員会委員長